

新政策金融機関の設立に係る準備状況について

平成 18 年 9 月 20 日
行政改革推進本部事務局

1. 法案の準備状況

制度設計を踏まえた条文化に際して、特殊会社としての具体的設計や危機対応スキームの具体化など法技術的な観点から検討を要する論点が数多くあることに加え、多数の関連法について、個別具体的に改正の要否について精査する必要がある、遅くとも次期通常国会に提出できるよう、鋭意検討作業を進めている

2. 予算・税制要求の内容について

(1) 予算要求

20 年 10 月の新政策金融機関の発足に向けて、19 年度及び 20 年度に必要な予算を要求することとなるが、19 年度については、

- ・ 顧客との取引の有無等の確認が可能となる取引照会システム等を構築するためのシステム対応に係る開発費用
 - ・ 資産・負債の評価に係る経費
 - ・ 支店の統廃合を実施するための経費
- 等について、要求を行っている

(2) 税制改正要望

国が担う機能としての政策金融の的確な実施、利用者の利便性の維持・向上等の政策金融改革の基本的視点を踏まえつつ、移行措置を含め、新政策金融機関に対する法人税、登録免許税等の税制上の取扱いについて、政策金融改革推進のための所要の措置が講じられることを要望している

3. 統合に向けた準備作業

法案以外の統合準備も、システム対応、支店の統廃合等多岐に渡るが、各機関が統合準備室を設けた上で毎週連絡会を開催するとともに、主務省庁間でも連絡会を随時開催し、例えば、支店の統廃合について、各公庫の支店毎に具体的な検討を開始するなど、分野ごとに実務的な検討に取り組んでいるところであり、今後とも、連携を密にしつつ作業を進めていく